

板橋区協力医（障がい者自立支援）設置要綱

（平成 18 年 5 月 23 日区長決定）

（設 置）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る障がい者等に主治の医師がないとき、その他当該障がい者等の主治の医師の意見を求めることが困難なときに、当該障がい者等に区があらかじめ指定する医師の診断を受けさせ、その結果に基づき医師の意見を求めるため、板橋区協力医（障がい者自立支援）（以下「協力医」という。）を配置する。

（業務内容）

第 2 条 協力医は、障がい者等の障害支援区分に関する審査及び判定が円滑に進行するよう、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）区の依頼に係る障がい者等の診察を行い、医師意見書を作成すること。
- （2）区の依頼に係る障がい者等の同意を得て、当該障がい者等の主治医となること。
- （3）区が実施する講習会への参加及び協力医としての資質の向上に努めること。

（指定及び登録）

第 3 条 区長は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に定める医師で障がい者医療及び障がい者福祉制度について十分な知識と経験のある医師の中から、協力医を指定し、登録する。

- 2 前項の規定による指定は、公益社団法人板橋区医師会（以下「医師会」という。）の推薦を受けた者の中から行う。
- 3 区長は、第 1 項の規定による登録をしたときは、医師会に通知する。
- 4 協力医は、第 1 項の規定により登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出るものとする。

（診察の義務等）

第 4 条 協力医は、区から第 2 条第 1 号に掲げる業務を依頼されたときは、区が指定する期日内に診察及び医師意見書の作成を行うよう努めるものとする。

（守秘義務）

第 5 条 協力医は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（診察の依頼）

第 6 条 第 2 条第 1 号に規定する診察の依頼は、障がいサービス課が行う。

- 2 第 2 条第 1 号の医師意見書の費用は、区の予算の範囲内で処理する。
ただし、主訴・異和（寝たきりを含む。）があるときの診察に係る費用は医療保険に請求する。

（協力医の解除）

第 7 条 区長は、協力医が次の各号のいずれかに該当するときはその指定を解除し、登録を抹消する。

- （1）医師法第 4 条又は第 7 条第 1 項に該当するとき。
- （2）医師法施行令（昭和 28 年政令第 382 号）第 6 条第 2 項に該当するとき。

- (3) 第2条又は第5条の規定に違反したとき。
- (4) 協力医として、ふさわしくない非行があったとき。
- (5) 協力医が、協力医解除届を区に提出したとき。

(研 修)

第8条 区は、定期的に協力医の講習を計画し実施する。

(庶 務)

第9条 この要綱の施行に必要な様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 板橋区協力医（障がい者自立支援）推薦書 | 別記 第1号様式 |
| (2) 板橋区協力医（障がい者自立支援）解除届 | 別記 第2号様式 |
| (3) 板橋区協力医（障がい者自立支援）指定登録簿 | 別記 第3号様式 |
| (4) 板橋区協力医（障がい者自立支援）指定登録通知書 | 別記 第4号様式 |

(庶 務)

第10条 協力医に関する庶務は、障がい政策課で行う。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力医に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第1条及び第3条第2項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

板橋区協力医（障がい者自立支援）推薦書

推薦月日 年 月 日

(あて先)
板橋区長

申請者

所在地	板橋区	丁目	番	号
機関名	公益社団法人	板橋区医師会		
代表者名	会長			印

板橋区協力医（障がい者自立支援）設置要綱に基づき、板橋区協力医（障がい者自立支援）に下記の者を推薦いたします。

記

[illegible]

板橋区協力医（障がい者自立支援）解除届

届出月日 年 月 日

(あて先)
板 橋 区 長

届出者

所在地
医療機関名
代表者名

私は、下記の理由により板橋区協力医（障がい者自立支援）解除届を提出いたします。

(理由)

板橋区協力医（障がい者自立支援）指定登録簿

[illegible]

板橋区協力医（障がい者自立支援）指定登録通知書

年 月 日

板橋区 丁目 番 号
公益社団法人 板橋区医師会
会長 様

板橋区長

年 月 日付、板橋区協力医（障がい者自立支援）の推薦については、
年 月 日付で、下記の者を指定したので通知いたします。

記

[illegible]